Ⅰ 「第７次建設業労働災害防止５カ年計画」における労働災害防止活動とその成果

1 「第７次建設業労働災害防止５カ年計画」の目標

建設業労働災害防止協会（以下、「協会」という）及びその会員は、労働災害防止・労働者の健康確保・快適職場の形成の促進を図り、建設業の安全衛生水準の一層の向上を期することとし、「第６次建設業労働災害防止５カ年計画」（以下、「第６次計画」という）期間中の労働災害発生状況と比較して、「第７次建設業労働災害防止５カ年計画」（以下、「第７次計画」という）に次の目標を設定した。

⑴　計画期間中の労働災害による死亡者数を 20％以上減少させる。

⑵　計画期間中の労働災害による休業４日以上の死傷者数を 15％以上減少させる。

協会及び会員は、この目標を達成するため、年度ごとに策定する「建設業労働災害防止対策実施事項」（以下、「実施事項」という）の定めた基本的な対策事項に基づく安全衛生活動等を推進する。

2 「第７次計画」期間中に協会が重点に実施してきた事項

⑴　「建設業労働災害防止規程」の遵守

「建設業労働災害防止規程」（以下、「災防規程」という）は、平成 20 年１月４日に変更（同年４月３日から適用）したが、その後重要な省令改正や新たな告示などがあり、平成 25 年８月１日に改正（同年 10 月１日から適用）を行った。協会では改正点を含め、会員への「災防規程」の周知徹底や定める事項の遵守、「災防規程」に基づく労働災害防止活動の積極的な促進を図ると共に、安全管理士・衛生管理士に対し「災防規程」を活用した指導・支援・教育、各支部・分会に配置されている安全指導員による安全衛生パトロール等の現場指導、講習会や調査研究等を行った。

⑵　リスクアセスメントの確実な実施の促進

厚生労働省より発表された「平成 27 年『労働安全衛生調査』の概要」によると、建設業のリスクアセスメントの実施率は 85.8％となり、産業別では「電気・ガス・熱供給・水道業」に次ぐ産業となった。しかし、全事業所規模でみると、10 ～ 29 人の事業所におけるリスクアセスメントの実施率は 43.4% と少なく、中小事業所へのリスクアセスメントの普及は十分とは言えず、協会は会員と協力し、すべての事業場でリスクアセスメントが実施されるよう、平成 22 年 10 月に協会から刊行した「リスクアセスメント建設業版マニュアル」の普及促進を行っている。また、協会では建設業全体のリスク低減対策の一環として、平成 25 年度に「安全衛生経費の確保に関する調査研究」を行うと共に、平成 28 年度には「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実態調査」を元請事業者・下請事業者・発注者を対象に行い、平成 29 年度には国からの委託事業である「建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保等の促進事業（建設事業者向け）」に協力した。

⑶　建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）の導入の促進

「第７次計画」では、建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS / 以下「コスモス」という）の導入の促進対策として、中小建設企業への導入の促進、コスモス認定の一層の普及を掲げた。中小建設企業への導入の促進については、会員が行う対策として、コスモスガイドラインに基づくシステムの導入と実施、現状の安全衛生管理活動をコスモスのシステムに取り込み経営トップ等と社員が一体となったシステム教育の実施と定着、システム監査者等への各職務に対応した専門の知識・能力の付与を挙げた。その実現に向けて協会では中小規模の建設事業場を対象に全国各地で、コスモスの構築・実施への助言、指導等の支援を行った。その結果、「コスモス認定」については、「第７次計画」期間中に認定した件数は、一括認定８件、個別認定 50 件で、

平成 29 年 12 月末現在、認定事業場は 112 件（97 企業）、適用事業場数は 248 事業場となっている。

⑷　安全衛生教育の推進

「第 7 次計画」期間中に本部が実施した安全衛生教育は、平成 29 年 12 月末現在、本部教育部では 18 講座で計 201 回、延べ 9,906 人であり、建設業安全衛生教育センターでは 23 講座で計 393 回、延べ 6,596 人となった。

⑸　重篤度の高い労働災害を減少させるための重点対策の推進

建設業において重篤度の高い労働災害を減少させるため、「第 7 次計画」では、①墜落・転落災害防止、②建設機械災害防止、③斜面崩壊災害防止、④石綿障害予防、⑤熱中症予防を重点対策とし、協会としての活動を行った。

墜落･転落災害防止対策では、安全衛生規則の改正に基づく足場、はしご、屋根等からの墜落･転落防止対策の検討を行い、「手すり先行工法に関するガイドライン」の普及定着を継続して促進した。建設機械災害防止対策では、労働安全衛生規則の改正に沿い、平成 25 年度に「解体用機械の安全対策の推進」に関するテキストの改訂並びに教育の実施、平成 28 年度には「クレーン機能付きドラグショベルの安全作業」のテキストの改訂を行った。斜面崩壊災害防止対策では、斜面掘削作業における現場の状況等を把握するために点検の充実、その点検結果の情報を発注者、調査･設計者、施工者の 3 者が共有し、情報を有効に活用するための安全対策を推進した。石綿障害予防対策では、石綿粉じん暴露･飛散防止の徹底、建設物等の解体時の事前調査の徹底、隔離空間の負圧化を維持するための集じん・排気装置の性能要件、点検方法等についての検討等を行った。熱中症予防対策では、建設現場における WBGT 値の適切な測定個所や測定結果に基づく熱中症予防措置の検討、熱中症予防用具の紹介、「STOP! 熱中症　クールワークキャンペーン」等の積極的な展開を行った。

⑹　東日本大震災等の自然災害に係る復旧・復興工事における労働災害防止対策の推進

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴う復旧・復興工事の安全衛生対策を徹底するため国が平成 23 年度から東北被災 3 県を重点に実施している「東日本大震災に係る復旧・復興工事安全衛生確保支援事業」を協会が受託し、事業を継続、推進した。また、平成 28 年 4 月 14 日に発生した熊本地震に係る復旧・復興工事における安全衛生対策を支援するため、国から同年 12 月に「平成 28 年熊本地震に係る復興工事安全衛生確保支援事業」も協会が受託し、東日本大震災の経験を活かした支援事業を推進した。

【「第7次計画」期間中（平成25年度～平成29年度）に協会が新たに実施した主な事業】

⑴　足場の組立て等特別教育講師養成講座

平成 27 年 6 月に施行された労働安全衛生規則の改正に伴い、足場の組立て等特別教育が追加された。対象者が多数であるため、本部では支部が早期に対応できるよう教材を作成し、特別教育の講師養成講座を開催すると共に、各支部でも経験者用の特例措置（3 時間教育：平成 29 年 6 月末までの期間）による教育（受講者数 10 万人以上）、及び未経験者用の正規教育（6 時間教育：受講者数 1 万人以上）の 2 種類の教育を実施した。

⑵　斜面の点検者に対する安全教育

平成 27 年 6 月に「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」、「斜面の点検者に対する安全教育実施要領」等が発出され、教育カリキュラムが明示された。これに基づき、平成 27 年度より本部において支部の講師を対象とした斜面の点検者に対する講師養成講座を実施した。

⑶　ロープ高所作業（のり面）特別教育講師養成講座

平成 28 年 7 月に施行された、労働安全衛生規則の改正に伴う「ロープ高所作業（のり面）特

別教育講師養成講座」を開設し、支部の講師を対象とした講師養成講座を実施した。

⑷　職長・安全衛生責任者に対する能力向上教育

平成29年2月に厚生労働省から「建設業における職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育について（基発第0220第4号）」が発出され、テキストの作成及び講師養成講座を積極的に推進した。

⑸　米軍基地内で建設工事を行う場合に必要な教育

ＥＭ３８５－１－１（米国陸軍安全衛生規定）で定める「現場安全衛生担当責任者:ＳＳＨＯ」資格の５年再教育は、従前は３日間で実施する「所長コース」、「工事主任コース」を活用していたが、平成27年度より、１日で実施する「ＳＳＨＯリフレッシャーコース（５年再教育講座）」を新設し開講した。

また、平成28年度以降については、米軍基地内における建設工事で「墜落保護プログラム」を管理する墜落防止トレーナーの養成･資格取得を目的とした「墜落保護担当責任者（ＣＰ）コース」を新設し、開講した。

⑹　重篤度の高い労働災害を減少させるための調査研究の推進

①　墜落・転落災害防止対策

木造家屋等建築工事安全対策委員会からは、「低層住宅工事現場において、足場の設置が困難な屋根等からの墜落防止対策についての検討」及び「軸組み時における、墜落災害の問題提言」があった。国からの付託事業「足場の設置が困難な高所作業での墜落防止対策の普及事業」では、マニュアル作成委員会を設置し、作業標準マニュアルの作成、視聴覚教材・講師用教材の制作、研修会の開催を行った。フルハーネス型墜落抑止用器具の普及活動については、協会内の委員会において検討を行うと共に、外部研究機関に委託して落下姿勢の違いによる各種墜落抑止用器具の墜落時保護性能についての検討を行った。

②　石綿障害予防対策

平成26年6月に石綿障害予防規則の改正やこれに伴う「労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」が新たに制定されたことなどにより、特別教育用テキストを改訂し、それによる講師養成講座を推進した。また、協会に、「石綿粉じんへのばく露防止対策マニュアル改訂委員会」を設置し、「新石綿技術指針対応版　石綿粉じんのばく露防止対策マニュアル」を作成した。さらに平成27年度には「保護具等に関する調査研究委員会」を設置し、電動ファン付き呼吸用保護具について検討を行い、報告書を作成した。

③　熱中症予防対策

「建設工事における熱中症対策に関する調査研究委員会」及び「建設現場における暑熱環境の作業環境測定等に関する調査研究委員会」において、実態調査や実験を行い報告書を作成した。

⑺　建設従事者の過重労働による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策の充実

平成27年度は､「建設業におけるメンタルヘルス対策のあり方に関する検討委員会」を設置し、報告書としてとりまとめた。平成28年度は「建設業におけるメンタルヘルス対策の進め方に関する研修会」を開催し、建設現場におけるメンタルヘルス対策の普及・啓発活動を行うと共に、「メンタルヘルス対策に関する実態調査」を109現場で約6,000人を対象に行った。平成29年度は国からの受託事業である「建設業、造船業等におけるストレスチェック集団分析等調査研究事業」を実施した。また、この3年間において、建設業におけるメンタルヘルス対策として「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」を開発すると共に、3冊の関連書籍を刊行し、建設現場におけるメンタルヘルス対策の普及を図るための基盤を整備した。

⑻　建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス：COHSMS）の普及促進

コスモスの普及を図るためコスモス説明会を開催すると共に、協会主催の全国大会において、

第52回大阪大会（平成27年9月開催）からコスモス部会を再開している。また、法令の改正、メンタルヘルスに対する取組、ISO規格との国際整合性等を考慮し、労働災害を防止するという視点だけではなく、安全・安心で快適な職場環境を造るという新たな価値を創造する「NEW COHSMS」の構築に取り組んだ。

(9) 東京オリンピック・パラリンピック関連工事における労働災害防止対策

平成28年度から、国より「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る建設事業に対応した労働災害防止対策事業」を受託し、外国人建設就労者に対する安全衛生教育研修会の開催、現場パトロール等を実施した。

3 「第７次計画」の成果と課題

(1) 期間中の目標と成果

(1) 計画期間中の労働災害による死亡者数を20％以上減少させる。

(2) 計画期間中の労働災害による休業４日以上の死傷者数を15％以上減少させる。

以上の「第７次計画」の目標に対して、計画期間中（平成25年度～平成29年度の期間）の５年間と比較すると、平成29年は速報値からの推計であるが、死亡者数の合計値は「第６次計画」期間に比べ「第７次計画」期間では12.3％減少し、休業４日以上の死傷者数の合計値は7.0％減少となった。そのため、上記の目標に対して、死亡災害は7.7％、休業４日以上の死傷者数は８％下回る結果となった。

死亡者数が最少であった平成28年の確定値と「第６次計画」の最終年である平成24年の数値と比較してみると、平成28年の死亡者数は294人、休業４日以上の死傷者数は15,058人と、平成24年の死亡者数367人に対し19.9％減少し、休業４日以上の死傷者数17,073人に対し11.8％減少となっている。

(2) 期間中の課題

全産業に対する建設業における就業者の割合は８％未満に対し、労働災害による死亡者数の割合は約32％と４倍、休業４日以上の死傷者数は約13％と1.6倍となっており、死亡災害及び死傷災害を減少させることが大きな課題となっている。また、平成28年の建設業における労働災害の事故の型別分析では、各種防止対策を実施したにも関わらず、墜落・転落災害による死亡者数は45.6％、休業４日以上の死傷者数は34.6％と突出しており、墜落・転落災害の防止は喫緊の課題となっている。

現在の建設業における構造的な課題は、他産業に比べ若手入職者の減少傾向に歯止めがかけられないこと、今後10年間で団塊の世代が大量に離職すること等の大きな問題があり、若手技術者に対する技術の継承や経験豊富な技能労働者・安全衛生担当者等の確保が困難な状況となっている。さらに、建設産業では受注競争の激化や人手不足・コスト削減対策等により、生産工程の多様化・複雑化の進展、新たな建設機械・化学物質の導入等により、事業場内の危険・有害性が多様化しており、これらに対応させるために必要な工事担当者に対する継続的な教育も課題となっている。また、職場における健康確保も今まで以上に重要となっており、建設従事者の過重労働による健康障害防止対策・メンタルヘルス対策や石綿障害防止等の職業性疾病予防対策のより一層の取組が企業の責務となっている。

4 「第８次建設業労働災害防止５カ年計画」への提言

(1) 墜落・転落災害防止対策の一層の推進

建設業における労働災害で最も多い「墜落・転落災害」の防止は喫緊の課題であり、協会としても最重点課題として取り組む。高所作業でのフルハーネス型墜落抑止用器具の普及促進と共に、

リスクアセスメント教育等をより充実し、「見える化」の推進、各企業での工夫・改善事例等を協会のホームページで紹介し、墜落・転落災害防止活動を最重点項目として推進する。

⑵　交通労働災害の減少に向けた取組

建設業における事故の型別労働災害の死亡者数で増加傾向にある交通事故（道路）件数の減少のため、交通労働災害防止を推進する。

⑶　職長・安全衛生責任者等の能力向上教育の推進

建設現場での安全衛生の要である「職長・安全衛生責任者」に対する能力向上教育及び、法令に基づく「各種能力向上教育」について、各支部・分会と協力し推進する。

⑷　ICT※を活用した労働災害防止対策の普及

災害復旧工事現場における無人化施工等、労働災害防止に本質的に効果のあるICTを活用した労働災害防止対策を推進する。

※ Information and Communication Technology：情報通信技術の略

⑸　安全衛生経費の適切な確保

労働災害防止は元方事業者・関係請負人にとって当然の義務であり、安全衛生経費は必要不可欠な費用である。そのためには、協会が中心となって関係官庁と連携し、発注者・元方事業者・関係請負人に理解を求め、適切な安全衛生経費を確保することで、中・長期的な労働災害の確実な減少を目指す。

⑹　建設現場におけるメンタルヘルス対策の普及促進

「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」に基づく基本計画に明記された建設従事者のメンタルヘルス対策を普及促進する。